R8 新発田市チャレンジゼロカーボン補助金 共通（R8.4.1現在）

共通	
交付要件	１　当該補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。 ２　補助対象設備を設置する住宅、施設等は、市内に所在するものに限る。 ３　補助金の交付は、それぞれの補助対象設備ごとに１回限りとする。 ４　補助対象者が個人の場合において、一の個人が補助金の交付を受けた補助対象設備については、当該個人と同一の世帯に属する者は、補助金の交付を受けることができない。 ５　他の法令又は予算制度に基づいた国の負担または補助を得て、若しくはそれを原資として実施する他の事業と併せて事業を実施することはできない。 ６　導入する設備は、商用化され、導入実績があるものであって、中古の設備であってはならない。 ７　補助対象設備の設置にあたり、補助対象設備の調達、設置工事等の全部又は一部を市内に本社又は営業所等がある事業者に発注すること。 ８　新発田市チャレンジゼロカーボン補助金交付要綱第１７条第１項に規定する法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備の設置により取得した温室効果ガス排出削減効果については、J-クレジット制度への登録を行わないこと。
補助対象者	１　補助金の実績報告を提出する日において、個人にあっては住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること、民間事業者にあっては、市内に本社又は営業所等があること。 ２　市税を滞納していないこと。 ３　補助金の対象となる事業における設備の調達若しくは設置工事等の全部又は一部を本市に本社若しくは営業所等がある事業者に発注を行うこと。 ４　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められない者であること。 ５　太陽光発電設備又は定置用蓄電池を、オンサイトPPA又はリースを利用して導入する場合は、上記の各号の要件に加え、別表1に別に定めるPPA事業者又はリース事業者の要件を満たすこと。 ６　市長が補助金の交付にふさわしくないと認める事業を行っていないこと。
申請書類 **（各補助対象設備の書類も併せて提出してく**	□第１号様式「交付申請書」 □第２号様式「事業計画書」 □補助対象設備の導入数、場所、付近の図面及び現況が分かる書類 □見積書の写し（補助対象経費の内訳が明記されているもの） □導入する設備又は機器の型番及び仕様が分かる書類 □市税の未納がないことが分かる書類（納税証明書等で、申請の日から９０日以

ださい）	内に発行されたもの） □（民間事業者のみ）補助対象設備を設置する場所（事業所等）が、市内に所在することが分かるもの（登記事項証明書等で、申請の日から 90 日以内に発行されたもの） □（民間事業者が、重点エリア内企業又は登録事業者を利用しない者で、補助金の上乗せを受ける場合）省エネ診断を受けたことが分かる書類 □（申請を代理人が行う場合）第 6 号様式「代理申請に係る委任状」